

Title	イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念とキリストン教会(上) : 特にレンタと喜捨を中心に
Sub Title	Jesuit's economic basis provinced by its constitution and the Catholic Church in the 16th and 17th century Japan
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.57(281)- 91(315)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念と キリストン教会（上）

—特にレンタと喜捨を中心に—

高瀬弘一郎

私はこれ迄に、キリストン時代日本イエズス会の経済活動について、いささか研究してきたが、以下ここでは先ず、イエズス会の草創期に作成された、『会憲』や各種規則に見られる経済基盤に関する規定を、とくにレンタと喜捨（喜捨の問題は清貧の誓願に関わる）に着目して紹介したい。この二つが会の経済基盤として、理念的に相対峙するものとして扱われているからである。それを踏まえて、キリストン教会の現実を再考してみたい。

なお草創期イエズス会において、『会憲』やそれに先行あるいは付随する諸規則がいかに作られていつたかについては、右のアルダマによる精密な研究がある。⁽⁴⁾ その論文は次のような内容から成る。イグナティウスを中心にしてその仲間の誰によつて、まず『会憲』に先行する各規則が如何なる手順で作られたか。イグナティウスはあるといふことは、イパラギーの文献目録からも分

かる。私はそれらの研究を凡て消化・吸収した上で、この小稿を作成したわけではなく、僅かにアントニオ・デ・アルダマの論著⁽³⁾を参照したに過ぎない。キリストン教会の経済活動を研究してきた者として、会員たちの抛であった筈の『会憲』等には、どのように謳つてあるのか知りたいと思つてそれらを読み、そして私なりに理解したところを、整理して纏めてみたに過ぎない。

『会憲』 Constitución 編纂の作業に入るが、教皇文書類や他の四修道会の会則を参照した」と。その具体的な編纂過程は如何。最初に作られた『会憲』 テキストa (一五四九年半ば～一五五〇年半ば成) に関する書誌的考察、とくに先行の諸規則がそゝじどのように収載されているか。テキストaを補正した『会憲』 テキストA (一五五〇年成) に関する書誌的考察。テキストAを補正した『会憲』 テキストB (一五五三年成、イグナティウスが訂正加筆したテキストBは一五五六六年頃成) に関する書誌的考察等。

右のアルダマの研究をもつと詳しく述べて、イエズス会草創期における『会憲』・諸規則の編纂過程を明らかにした上で、以下の論述に入った方がよかつたかもしれないが、それは省略する。(以下『会憲』については基本的にテキストBを典拠とし、他のテキストにはテキストBとの間の異同に、この際重要な意味があると見做した場合に限り、言及する。尚『会憲』を読みそして邦訳するに当つて、ガンスの英訳書を参考した)。

本文中に頻出する、『会憲』の定めるイエズス会関係の身分・位階の名称を挙げておく。

修学生 scholar (コレジオ入門者)

修学修士 scholar approbado (一年間の第一修練期を終え、単式三誓願 3 votos simples 「ただし有期」を立て、併せてイエズス会入会を誓約したコレジオ在学者。ハハモでは司祭叙品以前)

単式終生誓願同祭 coadiutor formado spiritual (単式三誓願 3 votos simples 「だだし無期=終生」を立てた者)

盛式三誓願同祭 professo de 3 votos (盛式三誓願 3 votos solenes を立てた者)

盛式四誓願同祭 professo de 4 votos (盛式四誓願 4 votos solenes を立てた者)

11

『審査文書』 Examen テキストB (一五五六六年頃成、イエズス会入会希望者に対する審査の際の申し渡し事項を記した文書) に次のように見える。「カーザに入つて後は何人も、自分の手中にも、同じ土地にいるカーザの外の友人の手中にも、かねを所有する」とは出来ず、そのかねを慈善行為に与えるか、カーザ内でこれを担当している者の手に保管を委ねるか、しなければならない。
やいに『会憲』 テキストBにも、次のように記されて

いる。「カーザの中で私物を所有することは出来ないし、

カーザの外で他人の手中にそれを所有することも出来ない。

い。各人余分な物は一切なく、ただ必要なまつたは適切な使用のために、共有の物から給与されるだけで満足すること。⁽⁷⁾

入会後は会員に私産の所有が許されないのは当然のことであるが、会員の生活費の財源の点で、会員の位階により差異があつた。後述するが基本理念として、一、会員の身分・位階の如何、二、修道会施設の種類の如何、

この二つを基準として、イエズス会は経済基盤のあり方を定めていたと言つてよい。すなわち、盛式誓願司祭と

単式終生誓願司祭、つまりイエズス会員で司祭になつた者は、カーザ内で喜捨によつて暮らすように定められていた。コレジオはレンタを所有することが許容されていた。つまりコレジオに居住する者は、喜捨に頼ることなく、そのコレジオに備わつたレンタによつて暮らすことが許された。カーザ・教会はレンタを所有することも、コレジオのレンタから経済的援助を受けることも、容認されていなかつた。

右は基本理念であつて、細部にわたつて色々な取り決めがなされていた。以下順に見ていくが、まずレンタの

問題を取り上げる。

* * *

前記の通り、イエズス会の諸機関には、レンタの所有を許容しているものと、許されないものとの二種があつた。それぞれについて記す前に、イグナティウスが清貧、それも特に具体的には、レンタを所有することの利と不利について記述した文書（一五四四年）があるので、紹介する。

「レンタとして何物をも所有しないことが不快だとするなら、それはすなわち、一部または全面的にそれを所有することが快適だということになる。

1、一部または全面的にそれを所有することによって、イエズス会がより良く維持されるものと思われる。

2、所有しても、「レンタとなるものを」求めることによつて、他の人々に迷惑をかけたり、非教化にならぬいようになると。それを求める者は、主として司祭クリコであること。

3、所有しても、それを探し求めるに当つて、無秩序な嘆願に至る程それに熱中したり、混乱したりしないこと。

4、整然たる聖務と祈りに、より一層秩序正しくしかも

平静に専念することが出来よう。

5、「レンタとなるものを」要請したり、探し求めたりする時に、説教したり告解を聴いたり、その他の**慈善行為**^{オーラス・ピアス}に専念することが出来よう。

6、教会がより一層磨き上げられ、飾り立てられ、そしてより一層信仰心をかきたて、かくして新たに「教会を」作る備えにもなると思われる。

7、同様に、より一層学習に専念することが出来、しかもそれによつて、より一層隣人たちを靈的に扶け、彼らの肉体をより良く管理することが出来る。

8、イエズス会の二人がこの件を検討して後に、他の全員が承認した。

「レンタを」所有することが不快だとするなら、それはすなわち、何物をも所有しないことが快適だということがになる。すなわち：

1、所有すると、隣人たちを扶けるのに余り熱心でなくなるであろうし、巡礼をしたり、苦難を過ごすのに余り気が進まなくなるであろう。そして、眞の清貧と凡てにわたつての私物の否定——何物をも所有しないことの快適さは、それに基づいて感得される——に向

て、隣人たちをあまり良く説得することが出来ない。

レンタとして何物をも所有しないことの快適さと、その理由

1、イエズス会は、かくも貧しいそしてかくも苦難の内にあつた、われらが創造主にして聖母の御子を見、そして真似ることにより、より一層強い靈的力と、より一層篤い信仰心とを得る。

2、確実なものを望まないことにより、あらゆる俗世間的貪欲が一層打ち負かされる。

3、ママ、秘跡において貧しきキリストを想うことにより、何物をも所有しない点で「皆が」一致し、これによつてより一層深い愛をもつて、教会と結びつくものと思われる。

4、より一層謙遜になるのを扶けるだけでなく、凡ての人々に対しても謙遜であつた人と、より一層一致するのを扶ける。

4、ママ、俗世間的な凡ての慰めを、より一層忘れて生きる。

5、より一層神性なものへの永続的期待の中に生き、そして「神への」奉仕により一層精励しつつ生きる。

6、俗世間の物を探し求めようとしないのを「人々が」見て、全般的により一層大きな教化となる。

7、より一層の靈^{スピリット}の解放を伴つて、より一層効果的にあらゆる靈的事柄が語られ、それにより、靈魂^{アニマ}のより一層の向上を目指す。

8、もしも日々喜捨^{リモスナ}を受けるなら、より一層靈魂^{アニマ}にとつて抜けとなり、そして靈魂を靈的に扶けることに目覚める。

9、「父をする人は云々」⁽⁸⁾と語りつつわれらが主キリストが行動した、その行動の基となつた眞の清貧を守ることにより、この眞の清貧について、他の人々をより一層よく説得することが出来る。

10、隣人たちを扶けるのにより一層尽力し、巡礼したり、苦難の中を過ごしたりするのを、より一層好むようになると思われる。

11、レンタとして何物をも所有しないことによつて、一部または全面的に所有するよりも清貧はより一層完全となる。

12、わかれらが共通の主イエズスは、これ「眞の清貧」を

わがものとすることによつて、彼の愛する使徒や弟子たちを説教のため派遣するに当り、彼らにそれをお示しになつた。

13、一〇人全員が一致してこれ「清貧」を選択をしたのであるから、われわれは、同じわれらが創造主イエズスを頭に戴き、彼の旗の下に説教および勧告に行くことにした。これこそわれわれの誓願である。

14、このようにしてわれわれが要請した結果、われわれに大勅書が与えられた。その後一年「教皇厅よりの」通達を待ち、辛抱強く承認を求め続けた末に、「教皇」聖下によりわれわれは承認された。

15、われらが主なる神に關しては不変、敵に關しては変化し、多様であるべきだ。

16、イエズス会が維持されるためには、三つの方法がある。一、全員が学識者^{レトローダ}かまたはそれにあまり劣らないようすべきである。二、修学生^{エスコラル}たちに対しては、衣服・宿泊・旅費のために、手段^{メディオ}を与えてよいようと思われる。三、什器その他イエズス会のために必要ないくつかの品物のためには、多分入会するであろう或る人々までが、扶けてくれるであろう。」

イグナティウスの記述は右の通りである。イエズス会

としてレンタを所有することには、利・不利の両面があるわけで、そのそれぞれを列挙して上で、イグナティウスの下した結論は右の末尾の16に一応纏めてある、と言つてよいであろう。つまり確認しておくと、レンタ所有を是とする論を採つた上で、次のような見解を表明している。

一、学識者はレンタを所有してはならない——ということは喜捨によつて生きよ、との意味である。

二、修学生のためにはレンタを所有してもよい。

三、什器その他会にとつて必要なものを調達するための財源には、入会者スコラールの“持参金”を充てること。

右のイグナティウスの見解には、会員を学識者レトナード修学生スコラールに一つに大別して、前者はレンタ所有不可、後者は可とする基本理念が表明されている。いま少し細部にわたつての具体的の施行について、他の史料によつて見てゆきたい。

『質疑文書』第三（一五四七—四八年。『会憲』編纂の過程でのポランコのイグナティウスに対する質疑の文書）に、次のように見える。「4、次のことが検討されねばなるまい。レンタはコレジオまたは修学生ストウディアンテのために消費すること、と述べるだけで、イエズス会がそれを

会自身の用途に向けてはならない、というような今一つの否定的な面を述べないで充分であろうか。それは、特別な理由により、誰か盛式誓願司祭プロフェッソが或る期間、コレジオに引きこもらねばならないかも知れないし、さらにそこを通過して行く人々に、何がしかが消費されるような場合は如何、といった疑念が起きないようにするためである。それともこの禁止的提言を、大勅書に書き留めるのがよいであろうか。それは、時とともにこれらのレンタをわが物とすることにならないように、より一層の教化と「清貧の」保証とを得るためにある。そして、そのような事柄に何がしかを消費するのは、イエズス会の志向に反するものではない旨、『会憲』中に言明するのがよいであろうか。

禁止的提言もなされ、そして前述のことは、初期創立者たちの志向に反するものではない旨、『会憲』中に言明するのが、より一層よいであろう。これらの『会憲』は、大勅書以前に作成されたものであり、大勅書はそれに合わせてある。それゆえ、何ら大勅書を弱めるものではないし、それを曲解するものでもないと思われる。しかし、大勅書のそこの本文について、かかる解釈が耐えられるかどうか考慮すべきである。

5、盛式誓願司祭のカーザはコレジオのレンタから支援を受けることなく、喜捨リモスチによって暮さなければならぬ。また特別の理由なしには、コレジオに行つて宿泊してはならないし、「理由ある場合でも」ある期間コレジオに宿泊するのは、稀にでなければならない旨、大勅書

中に明確に禁ずるのがよいであろうか。それとも『会憲』中に、適切な表現で、会自身の用途にそれを向けてはならない旨を、述べるだけで充分であろうか。⁽¹⁰⁾後者で充分であろう。」

右の趣旨は、次のように纏めることが出来る。

一、レンタはコレジオのみが所有し、コレジオやその修

学生のためにのみ、それを消費すること。

二、イエズス会は原則として、そのコレジオのレンタを

コレジオ以外の、会の経費に充ててはならない。

三、盛式誓願司祭のカーザは、レンタを所有せずに、喜

捨によつて賄うこと。

四、コレジオの修学生以外の会員でも、例外的に必要

あつて、稀に一定期間コレジオに滞在し、そのレンタにより暮すこととは差支えない。

五、これらることは、『会憲』に記述すれば充分であり、

それ以上に大勅書中に記載する措置をとる必要はない。

第一章について「この一段下がた部分は『会憲』本

そこでそれでは、この件は『会憲』にどのように記載されているか、見てみたい。『会憲』テキストBに、次のように記されている。

「第一章 清貧およびそれに伴うもろもろの事柄について

清貧は修道会の堅固な城壁であるから、神の恩寵により可能な限り、純正のうちにこれを愛し保守すべきこと。神は人間的本性という敵、および修道会の完徳に反対するその他のものに立ち向かうよう、諸修道会を鼓舞したが、それはこの敵こそがその擁護と修復とを、弱めようと努めるのを常とするからである。つまり初期創立者たちにより立派に秩序付けられたことを変え、彼らの当初の精神に即応しないような解釈や改変をする。われわれに任せたことがこの面で役立つよう、このイエズス会において、誓願プロフェシオンを立てた凡ての者『会憲』テキストaの記述により、これは盛式誓願司祭および単式終生誓願司祭を指す⁽¹¹⁾は、『会憲』の清貧に関する改変しないよう約束すること。主において何らかの事情が生じ、むしろそれ「清貧」を何らかの方法でより一層締め付けるためのものでない限り。

文ではなく、『表明』 Declaraciones である] 清貧に関する改変するとは、[会] 自身の利用のため、または香部屋^{サクリスティア}のため、または教会基金^{ファブリカ¹²}のため、その他何らかの目的のために、何らかのレンタまたは所有物^{ポセシオン}「不動産一般を意味する」⁽¹³⁾の所有に手を出すことであろう。もつとも、コレジオと修練院^{カーサ・デ・プロバシオン}に関しては別である。これ程重要な件について『会憲』に改変を加えない旨、各人は誓願^{プロフェシオン}を立てた後、総会長および彼と共にいる人々の前で、約束をすること。その上、全イエズス会の総会議が召集開催されても、その場で『会憲』の清貧に関する規定を改めないこと、および如何なる方法であれ自らそのための努力をしないことを、われらが創造主の前で誓約すること。

靈魂を扶けるためにイエズス会が引き受けるカーザと教会においては、香部屋または教会基金^{ファブリカ}のためであっても、その他如何なることのためであっても、何らのレンタをも——イエズス会がそれ「レンタ」に対して何らかの裁量を任される形で——所有してはならないものとする。「イエズス会は」神の恩寵によつてわれらが主に奉仕するものであるが、その主が、レンタを所有せずとも、主のより大なる称賛・光榮となりうる限りの、あらゆる

事において、補給を命じて下さるものと信頼すること。もしもカーザまたは教会の設立者^{ファンダドール}の誰かが、教会基金^{ファブリカ}のために何らかのレンタを与えたいたいと思うなら、それがイエズス会の裁量に任されるものではなく、それ「レンタ」に関与することも（そのような事柄の担当者が義務を果たすように配慮はするが）、それに類した事柄に関与することもなければ、不都合ではないであろう。

盛式誓願司祭^{プロフェッソ}は、外に派遣されない時には、喜捨^{リモスタン}で暮すこと。そしてイエズス会のコレジオや大学^{ウニベルシダ}の常任の院長^{レクター}の職務に就いてはならない（それら「の機関」に必要があるか、またはそうすることが際立つて役に立つようない限り）。またカーザでは、それ「コレジオ・大学」のレンタから支援を受けてはならない。盛式誓願司祭^{プロフェッソ}がコレジオで暮してはならないのは、長期にわたつてのことと了解してよい。或る日「通過の」途中で、適切な時間滞在をすることは差支えない。同コレジオまたは大学の利益のために必要であつたり、好都合であつたりする際は、さらに長期にわかつて、そこで暮してもよいであろう。それは次のような場合である。例えば、修学の統轄のために彼ら

が必要であつたり、講義をしたり、修学生スコラールたちは告解や説教をしなければならないが、その負担を軽減してやつたり、彼には出来ないことを補つてやるために、それら「告解・説教」の靈的な仕事に従事したりするが如きことである。あるいは、そのようなコレジオまたは大学を巡察したり、正したりするために、派遣されることもある。さらに、何人かが総会長の急の委任を受けて、暫くの間執筆のためにそこに引きこもるよう、全体の利益のために必要または好都合な時もある。

些細なことは無視する。そこで懸念を除くために、次のように言明する。旅費を持たない者がコレジオを通過する際、院長レクトールが彼に喜捨リモスナを行なうことによつて、何がしかの旅費を与える時は、それを受け取つてもよい。またもしも、コレジオがそれを行なわず、カーザにそれが可能であつてカーザが行なうことになるなら、それに要する何がしかの経費を、コレジオは補うこと。たとえば、カーザからコレジオに派遣される人々に衣服を供与したり、彼らに旅費を給与したりする経費である。それはカーザを支援することになるか、またはそのように見えるが、「その行為は」

この『会憲』の趣旨に反するものではない。そこには確かに、「カーザは」衣食その他カーザ固有の経費について、コレジオのレンタから支援を受けてはならない、と謳つてはいるが。従つて、コレジオの何処かの菜園において、カーザの病人や健康な者が何がしかの保養をするのは、『会憲』に違反するものではない、と理解される。彼らがカーザに所属する以上、コレジオに負担をかけてはいけないにもかかわらず。類似の事柄については、これと同じように判断してよい。

カーザにいる單式終生誓願司祭コアシユトールは、そこでの暮し方に従つて、喜捨によつて暮すこと。コレジオにおいては、院長レクトールである、講師レクトールである、同コレジオにとつて必要であつたり、非常に好都合であつたりするような事柄を扶ける立場であれ、彼らが必要である限り、他の人々と同じく、そのレンタによつて暮すこと。その必要がなければ、盛式誓願司祭プロフェッソについて述べたごとく、そこに滞在してはならず、イエズス会のカーザに居らねばならない。

右の『会憲』の記載内容を整理すると、次の通りである。

といその香部屋や教会基金のためであろうと、その他如何なる用途であろうと、レンタを所有してはならない。財源については、神を信頼せよ。

一、コレジオ・修練院・大学は、レンタを所有してもよい。カーザ・教会は、このコレジオ等のレンタから経済的支援を受けてはならない。

三、カーザ・教会の設立者（つまり慈善家のこと）から、それらに何らかのレンタを贈与したいとの申し出があつた場合、イエズス会がその管理に直接関わる形でなければ（この“条件”の具体的な内容は必ずしも明確ではないが、一応このように解釈しておく）、それを受け入れてもよい。

四、盛式誓願司祭と単式終生誓願司祭は特に、清貧の趣旨の貫徹に向けて、主たる責務を担うこと。具体的には、彼らは原則としてカーザにあつて、喜捨により暮すこと。

五、盛式誓願司祭と単式終生誓願司祭はしかし、或る期間、会のコレジオ・大学（共にレンタを有する）に滞在して、そこのレンタによつて暮すことも許される。それはたとえば、次に挙げるような場合である。1、コレジオ・大学での学事に携わつたり、そこの修学生

の負担軽減のために聖務を行なつたり、その他そこのために働く場合。2、総会長など上長から派遣されて、そのコレジオ・大学を巡察・指導する場合。3、総会長から特に至急の依頼を受けて、コレジオ・大学に引きこもつて執筆作業に従事する場合。4、コレジオ所属の菜園等で保養をする場合。

六、盛式誓願司祭や単式終生誓願司祭が旅の途中コレジオを通る際（短期間の宿泊を含むと解してよいであろう）、院長は彼らに喜捨として、旅費や衣服などを与えてよい。（後述の通り彼らの旅は、喜捨に頼つてなされねばならない旨規定されていた）。

七、二で述べた如く、カーザはコレジオ・大学のレンタから経済的支援を受けてはならないが、右の五・六に述べたようなケースは当然、間接的にカーザがそこから経済援助を受けたことになる。しかし、この程度のことは許容される。

八、盛式誓願司祭は原則として、コレジオ・大学の院長職に就いてはならない。その職には、単式終生誓願司祭が就任すること。（この規定は暮しの基盤が喜捨かレンタかといった点に基づく。単式終生誓願司祭も、喜捨に依存して生きねばならないという点は、盛式誓

願司祭と同様であるが、後述の通り、より厳密な意味でのイエズス会『正構成員』は盛式誓願司祭のみであるとの認識から、このように定められたと言つてよいようである⁽¹⁵⁾。

三

イエズス会の諸機関・諸施設の内、レンタ所有が許容されるのはコレジオ・修練院（・大学）で、その外のカーザ・教会に対してもこれを禁じたこと。そしてカーザに居住し、レンタに依存してはいけないはずの盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭が、臨時かつ例外的にそこから支援を受けるのが許容されるのは如何なる場合か、等については右に述べた。次のこのレンタについて、さらに細部にわたって見てゆきたい。

コレジオと修練院にレンタの所有が許されたのは、いわば『正会員』になる前の修学生の養育のためである。したがつて前述の通りこのレンタが、カーザの盛式誓願司祭等のために、一部使用されることもありうるとは言つても、それはあくまでも例外的のことであつて、基本理念としては、その修学生のためにのみ費やされるべきものであつた。

この点『審査文書』テキストBに、次のように記されている。「コレジオと修練院は、立誓願イエズス会またはそのカーザに入る前の修学生たちを養うために、レンタを所有するものとするが、そのレンタを他の用途に供してはならない」⁽¹⁷⁾。

そして修練院については、同じ文書にすぐ続いて（その『表明』の文章に）、次のように記述されている。「これらの修練院は、コレジオの支部の如きもので、そこには、後にコレジオに身を置くことになっている者たちが、受け入れられ、或る期間修練が行なわれる」⁽¹⁸⁾。

コレジオと修練院での、学習・修練の過程については、後述する。

コレジオ・修練院のレンタは原則として、ただそこの修学生たちのためにのみ、消費することになつていたが、それ以外の会員についても、前引『会憲』に記されていた通り、院長・講師その他同コレジオのために働き、そこにとつて必要な人々もまた、同じくそのレンタによつて暮すことが許されていた。⁽¹⁹⁾

コレジオと直接関係がなければ、総会長・管区長といえども、それを消費することは出来なかつた。『コレジオ修学生^{エストラダント}の規則』（一五四五～四六年）に次のように見

えている。「総会長も管区長も、コレジオのベント・モヴエイス・不動産^{ベント・デ・ライス}を自分たちの用途にも、イエズス会の用途にも充ててはならず、そのレンタは凡て、それら「コレジオ」の修学生たちのために消費すること。⁽²⁰⁾

右のように定めた上で同『規則』は、コレジオやそこ^{エストウダンテ}の修学生^{エストウダンテ}のために、総会長や管区長がコレジオに或る期間滞在するか、盛式誓願司祭^{プロフェッソ}や単式終生誓願司祭^{コアジユトーリル}を滞在させる必要がある場合は、その間の必要経費は、そこ^{エストウダンテ}のコレジオに負担させることを規定している。⁽²¹⁾またこれに関連して、盛式誓願司祭^{プロフェッソ}と単式終生誓願司祭^{コアジユトーリル}とを問わず、パードレ^{エードラ}が上長の許可を受けてコレジオを通ることになつた際は、院長は原則として三日間、必要ならそれ以上受け入れるべきこと等を定めている。

* * *

コレジオの修学生や修練院の修練士たちは、まだイエズス会の“正会員”ではないから、レンタによって暮すことが許されたとなると、そのコレジオの修学生的所有権が問題になる。冒頭に記した通り、イエズス会に入会した者は当然、私物の所有は許されなかつたわけであるが、コレジオの修学生については、前引『コレジオ修学生の規則』に、次のように見えている。「コレジオに入

門する修学生^{エストウダンテ}の誰かがレンタを所有していたら、管区長の同意を得て、盛式誓願司祭^{プロフェッソ}のための修練^{プロヴァサン}の年まで、それを所有し、われらが主による靈感に従つて、それを自由にしうるものとする。⁽²³⁾

コレジオ在学中、盛式誓願司祭のための修練の年までは、私有のレンタをそのまま所有し続けることが出来るが、それ以後は不可というわけである。この点を、同じ『規則』の記載により、さらに明確にしたい。そこには、次のように規定されている。コレジオ^{レクトール}院長は、修学生^{エストウダンテ}を受け入れたら、彼を一人のイルマンに預け、靈的なもうもの事柄とイエズス会『会憲』について教授させる。院長がよしと判断した時に、カーザの下賤な仕事と学習をさせる。一ヵ月間病院で奉仕活動をし、さらにはほぼ同じ期間、無錢で托鉢巡歴をする。または二ヵ月とも、病院で奉仕活動をするか、巡歴をすることもある。誓願を立てるべき年が終る以前に、こういった体験を支障なく積むことが出来るものと院長が見なしたら、彼はこれを管区長に知らせ、この点何か障害がないか見てもらう。そして支障があつたら、誓願はもつと後で行なうよう、言明する。

三ヵ月の学習期間が終つたら、もう一度下賤にして謙

遙な仕事や、いろいろな地域における無錢での説教に従事しながら、それを繰り返す。この二ヵ月が終つたら、一年間の修練に入る。これが終つたら、盛式誓願を立てる。ただし、もしも上長が疑問を抱いたなら、たとい彼ら（修学生）がこの誓願を立てるのを希望しても、さらに修練の期間を延長し、それは何年にも及ぶこともある。つまり、凡てにわたつて満足がえられ、何の懸念もなくなるまで、続けられる。⁽²⁴⁾

『規則』によると、コレジオ入門後、盛式誓願を立てて“正会員”になるまでの過程は、おおよそ右の通りである。先の「盛式誓願司祭のための修練の年まで」私有のレンタをそのまま所有し続けてよい、との表現にはいささか疑義が残る。最終段階の盛式誓願を立てる前の、原則として一年の修練期間までは、という意味であろうか。

この点に関連して、前引『審査文書』テキストA（一五五〇年頃）の『表明』の文章に、次のように記されている。「もしも「コレジオに」入門して修学することを望み、しかもそれ「彼ら自身の資産」で自らを養うことを探するなら、どうしてもよい。もしもコレジオにおいて、その「コレジオ」のレンタによつて養われること

を希望するなら、彼ら自身の資産は処分しなければならず、その場合貧者たちに与えるべきものについても、自活し自らを養わねばならない者たちがその中に含まれる人々のことを、優先させるのが正しいようと思われるが、「自分の資産の処分は」常に彼ら自身の篤い信仰心に基づいて行なうこと。またもしも彼らが、資産の全部を処分することはせず、かねの貯えを持ち、その「かね」で自らを養うことを望むなら、それは差支えない。しかし、コレジオのもの「レンタ」で養われるのなら、その者たちは、他の人々の間で何ら優遇措置を受けてはならないし、彼ら自身のものだからといって、それを個人的に使用してもいけない。⁽²⁵⁾

前引『コレジオ修学生の規則』の記載と照合させて右の文を読むと、その趣意は要するに次の二点に、纏めることが出来るようである。

一、コレジオ入門後、前記の時点までは、修学生は私産を所有し続けて、それによつて暮すことが許される。
二、ただしその期間中でも、コレジオのレンタで養われることを希望するなら、その私産は処分しなければならないが、その場合、イエズス会への寄付を優先させるべきである。

三、私産を会に寄付した者が、優遇的差別を受けてはならない。

* * *

コレジオ・修練院はレンタを所有し得る、という件について記す。『質疑文書』第三に次のように見える。

「さらに大勅書は次のように言う。イエズス会はコレジオまたは大學^{ウニベルシダト}の中のコレジオを持つことが出来、それら「コレジオ」は修学生^{ストゥディアンテ}たちの用に充てるべき、レンタまたは所有物^{ポセシオネス}「不動産一般」を持つことが出来るものとする。そして「コレジオと修学生たちが」これらの資産^{ビエヌス}を悪用したり、イエズス会がそれを自らの用途に充てたりしないように、総会長とイエズス会が、コレジオと修学生たちに対して、全面的な監督^{スペルインテンデンシア}権と統轄^{ゴビエル}権を保持するものとする。〔中略〕

第一の疑義は、たどいそれが修学生^{ストゥディアンテ}たちの使用のためであつても、（コレジオのレンタを所有することにより）イエズス会がレンタを所有している、と言うことが出来るか、それともそのように言うことは出来ず、それ「レンタ」の所有權^{プロプライエタリ}はコレジオにあるべきで、単にそれの裁量權^{ディスペシオン}と管理權^{アドミニストラシオン}のみがイエズス会に帰属すべき

なのか、という点である。⁽²⁶⁾

これに対しイグナティウスは、後者の見解を是とした。⁽²⁷⁾

すなわち、コレジオのレンタの所有權はそのコレジオに帰属し、イエズス会は単にその管理權・裁量權のみ有するに止まる、とした。

『質疑文書』第四（一五四七—四八年）でも、この問題は取り上げられている。「イエズス会はコレジオのレンタを持つてゐる、と言ふことが出来るか。それともそなた「レンタ」の所有權^{ドミニオ}ではなくして、監督^{スペルインテンデンシア}権と管理^{アドミニストラシオン}権を持つ、と言うべきか。」この点に関しては、ナティウスは、後者の立場を是としている。さらに同じ文書の中でイグナティウスは、「コレジオに関する所有權^{プロピエタリ}は院長^{レクトル}と修学生^{エスコラール}とに帰属すべきこと」との見解も表明している。『コレジオ修学生の規則』にも、「第一に、院長とコレジオ修学生たちは、コレジオのレンタと所有物^{ポジシオン}「不動産」に対する、全面的に所有權を持つこと。」と見える。

コレジオのレンタについて、その所有權はコレジオ（院長と修学生）にあり、イエズス会は管理・監督権を有するに止まる旨、規定されていたことが明確になつた。このレンタ所有權の帰属の問題は、イエズス会のいわば

“正構成員”はどこまでか、との認識が関わる。『質疑文書』第二に次のように記述されている。「この「コレジオのレンタの所有権帰属の」疑問は、別の「疑問」に係つているようと思われる。つまり、盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭・修学生^(コアジトール)、およびイエズス会に属するその他の人々から成る総体^(クエルボ・ウニベルサル)をイエズス会と呼ぶか、それとも単に盛式誓願司祭のみとするか、という疑問である。単純に言つてもしも前者ならば、イエズス会はレンタを所有することが出来るが——もつともその使用は修学生たちに限定される——後者ならばイエズス会は、相続を受ける市民的権利等を持たないことが明らかになり、それがより一層教化的であるように思われ⁽³²⁾。

イグナティウスは後者を是とした。⁽³³⁾『質疑文書』第四にも、イエズス会の“正構成員”について、右と全く同じ趣旨のやりとりが記されている。

コレジオのレンタの管理・監督権はイエズス会が掌握したのであるから、それの譲渡は当然コレジオではなく、イエズス会の権限で決すべきことであった。『会憲』テキストaがこの点比較的明確な文面なので、次に引用する。「カーザ・コレジオ・その「コレジオの」何らかの

レンタを手放すか、または譲渡するのは、総会長といエズス会の連帶の権限であつて、総会長だけの権限ではならない。というのは、永続的かつ重要な事柄については、イエズス会全体がその行為に関与するのがよい⁽³⁵⁾からである。

後の『会憲』テキストD（一五九四年）は、この点を更に明細に定めている。「イエズス会のコレジオとカーザの、あらゆる動産を買つたり売つたりする契約を結ぶ全権、およびそれら「コレジオ」の不動産に対する年貢^(ヤシヌ)を課したり払い戻したりする権限——同コレジオのために役立ちその利益となるために——、さらに与えられたかねを返すことによつて「債務から自らを」解放し得る権能は、総会長にある。もつとも既に建設されたイエズス会の、凡てのコレジオまたはカーザを譲渡したり解体したりすることは、その「イエズス会の」総会議^(コンゲレガシオン・ヘネラル)「の議決」なしには、行なうことが出来ないものとする。⁽³⁶⁾

右に引用した『会憲』テキストa・テキストDの記載により、次のことが確認出来る。

一、コレジオの譲渡・放棄・解体は総会長一人の権限で⁽³⁷⁾はなしえず、総会議の議決を経なければならぬ。

一、しかしコレジオのレンタその他、もちろんの資産の売却・購入・運用等は、総会長一人の権限で行なうことが出来る。

四

コレジオのレンタをめぐる権利関係は、おおよそ右の通りであつたが、それではその肝心のレンタはいかなる経路で、コレジオの所有するところとなつたのであろうか。第一に挙げるべきものは、コレジオの設立者（つまり慈善家）による寄進である。『会憲』テキストaに次のように見える。「コレジオのカーザ」「建物を指すのである」とレンタの所有權を、^{ドミニオ}設立者はイエズス会の手に渡すこと。そしてイエズス会はそれを「所有權」を、それら「コレジオ」の修学生たちと院長^{エスクラール}の手に渡すこと。³⁷

これは設立者すなわち慈善家が、コレジオの建物を建てるだけでなく、それを維持するためのレンタをも、合わせ寄進した場合のことを言つてゐるものである。『コレジオ設立のために』（一五四四年？）にも、次のように記されている。「イエズス会の誓願を立て、修練^{プロバシオン}の年以後コレジオで暮す修学生^{ストウディアンテ}たちは、個人として所有したり、て至高の全善により、神ご自身への奉仕・贊美・光榮の相続したりすることが出来るか。それとも彼らに代つて、

ために、信徒にして神の道具となるに値する、何人かの善良な人々を選んで、一つまたは複数のコレジオまたはカーザを、貧しき修学生^{エスクラール}たちのために設立させ給うなら、その一つまたは複数のコレジオの設立者は、そのコレジオに^{プリマリオ}首長^{レクトル}すなわち院長^{レクトル}を置くよう命令を与え、その用意をせねばならない。その者「院長」は、修学生たちを養うために、その「コレジオの」レンタと所有物に対し、全面的な所有權^{ドミニオ}を持つこと。つまりコレジオについては、かねと所有物とレンタとを受け取り、それ「コレジオ」に属するものを保持し守るために必要な時に、法廷においてその権利を守り、そして追求すること。³⁸慈善家によつてレンタ付きのコレジオが設立された場合、その設立者は当該コレジオに院長を配置する手筈を整えて、それらに対する所有權を彼に付与すべきことを規定したものである。

* * *

次にコレジオの所有するレンタには、そこの修学生の相続財産がある。『質疑文書』第三に、次のように記されている。「イエズス会の誓願を立て、修練^{プロバシオン}の年以後コレジオで暮す修学生^{エスクラール}たちは、個人として所有したり、

コレジオがそれをすべきか。⁽³⁹⁾

この点についてイグナティウスは、次のような回答を与えた。「彼らは個人として所有し、相続することが出来る。そしてもし彼らがそれを「コレジオに」遺贈するなら、コレジオ「はこれを受納することが出来る」。またもしも彼らがそれを「コレジオに」遺贈しないならば、コレジオが彼らのものに対して請求するための、訴訟を起こすべきか論議が残る。丁度修道院が托鉢修道士に代つて、彼の相続すべきものを請求するのと同じである。しかしながら、非教化と躓きを与えることなしに話が纏まるように、『会憲』中で勧告を与えるのが良いであろう。」⁽⁴⁰⁾

前述の通り、コレジオの修学生は所定の時期までは、資産の私有が許されていた。当然その時までは、財産を相続しても差支えないわけである。右で問題にしているのは、その時期を過ぎて後コレジオに暮している者による、財産相続の是非についてであつて、イグナティウスは結論的にそれを是とし、しかも相続財産がいづれコレジオに寄付されることがありうる旨想定されている。

この点について盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭の場合と比べると、その違いが明確になる。『質疑文書』第

四に次のように見えている。「相続財産を合法的に受け取るための権利が、カーザまたはイエズス会に属するならば、盛式誓願司祭または単式終生誓願司祭は、訴訟を伴わないものであつても、相続することが出来るである。⁽⁴¹⁾」この点に対するイグナティウスの裁断は、否であつた。⁽⁴²⁾ 盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭は資産の私有は不可、彼らが暮すカーザがレンタを所有することも不可、というものであるから、彼らが私有財産相続を禁じられたのは——たといその財産がカーザ・イエズス会に帰属することとされても——当然のことであろう。

* * *

右のケースに近いが、入会者のいわゆる持参金もある。

『質疑文書』第一（一五四七—四八年）に次のように記されている。「かねをいくら迄、または何時所有することが、個人としても全体としても、われわれの清貧の誓願を損なうことがないか。というのは、喜捨として、および入会者たちから、時々かなりな金額が得られるからである。⁽⁴³⁾」コレジオ関係のことだけを言つているものではないにせよ、それが含まれると見てよいであろう。

コレジオのレンタについて、いろいろな角度から述べ

てきた。コレジオのレンタはそのコレジオの、経済的維持のためのものであることは言うまでもないが、コレジオを支える財源は、このレンタに限られるものではなかった。

『会憲』テキストB(『表明』)に次のように見える。「コレジオは」同「総会長・管区長・総会長の委任した者」から、物質面でそれら「コレジオ」を維持・発展させるためにコレジオに与えられる、その他のもの「コレジオのレンタの管理のことをその直前で取り上げて」いるので、この“その他もの”⁽⁴⁴⁾とは“レンタ以外のもの”を意味する」を受け取ること。つまりコレジオはそこのレンタで、全経費を賄うように規定されていたわけではなく、時に応じて会本部その他から物質的援助を受ける道が開かれていた。

* * *

コレジオ所有のレンタと会本部からの支援だけではない。その外に、他のコレジオのレンタによる援助もあつた。『質疑文書』第一(一五四七—四八年)に次のように見える。「次の点を考慮すべきである。或る場所で修学生ストウディアンチたちのレンタに余剰が生じ、他で不足するならば、総会長が或るコレジオをして、そこのレンタによつて別のコレジオを救援させることは、正しいであろう

か。⁽⁴⁵⁾

この点について『会憲』テキストAでは、一コレジオに余剰が有れば、他のコレジオを支援することを容認した。ただし、設立者(つまり慈善家)生存中はその同意を要し、彼の死後もその意向を尊重することだけを、条件とした。「もしも全体的任務を担う者が、神へのより大なる奉仕と普遍的利益に着目して、或るコレジオのレンタが、そこでの必要と有用とに対して余剰が出るか、またはあまり必要でないので、それでもって他「のコレジオ」を援助するのが非常に適切であると判断するなら、[中略] 次の一一つの事柄を守つた上で、それを命じてもよいものとする。一つは、設立者フンドールたちの生存中は、彼らが良しと判断しそれを承認しない限り、何も移さないこと。今一つは、彼ら「設立者」の生涯が終つた後も、常に彼ら設立者たちの意向・遺志を配慮し、そうするのが設立者の遺志であろうと判断される場合でない限り、その設立地外で「そのレンタ」を使ってはならないものとする。⁽⁴⁶⁾

しかしこの件については、特に国王・領主の側から修正の要求があつたようである。イグナティウスの『コレジオの窮乏に対する支援について』と題する文書(一五

五一～五二年）には、以下のように記されている。

「一、ポルトガル諸王国等「のコレジオ」から「経済支援」を引き出してはならない。

一、その設立者等の継承者たちの見解と同意なしに、それをしてはならない。

二、その条項を凡ての地域について、完全に削除するのを「ポルトガル」国王がよしとするなら、削除すること。

1、この『会憲』「の関係条項」は、次の三つの仕方のいずれか、またはそこにおいてより良いと思われるよう、調整または削除してもよい。第一に、これは絶対的なものだが、或る領主の諸王国の如何なるコレジオも、その王国外の他のコレジオのレンタによる、支援を受けてはならないものとする。

2、ポルトガル・カステイーリヤ・フランシア等の諸王国のように、或る領主の諸王国にはいろいろなコレジオがあるが、たとい同じ王国内にあっても、その設立者または彼らの継承者たちの同意なしには、或る「コレジオ」は別の「コレジオの」レンタによつて、支援を受けてはならないものとする。

3、もしも「ポルトガル」国王の見解がそうすべしと

いうのであれば、『会憲』「の当該条項」の凡てを削除してもよい。眞実私はそれ「その条項」には無関心であつたし、現在もそうである。

四、それ「条項」についてシモン「・ロドリーゲス」師は私に、良いとは思わない語つたので、私は彼に答えた。調整してもいいし、続行してもいい。それは大した問題ではない。私がそれを考案したわけでも、制定したわけでもなく、私が彼「シモン・ロドリーゲス」に名を挙げた、或る別の盛式誓願司祭「本書編纂者コディナの推測ではディエゴ・ライネス」の考案であつた。他の人々と同様彼「ディエゴ・ライネスか」が自分の見解を放棄するなら、全員によつてこの件の検討が行なわれるであろう。前述の通り私は中立であるから、「条項を」残すのを大多数の人々が良しとするなら、私はそれに与する。また国王がそれ「条項」を良しと判断しないようなら、私は陛下の見解に同調する。私は会員が、主における靈的歓びをもつてそこに到達する——すなわち陛下が良しとする見解に同調するものと確信する。⁽⁴⁷⁾

或るコレジオのレンタに余剰あらば、他のコレジオの援助にそれを廻すことを可とした、先の『会憲』条項に

対し、主として国王・領主の側——それも特にポルトガル——から異論が唱えられたわけだが、その異論は要するに次のような趣旨であつた。

一、ポルトガル国内のコレジオから国外のコレジオに、資産を流出させてはならない。

一、同（ポルトガル）国内のコレジオとコレジオとの間であつても、そのコレジオの設立者・繼承者（つまりレンタの寄付者）の同意なしには、それを行なつてはならない。

三、ポルトガル国王の意向に添つて、会として次のように取り決めること。

1、いかなる国のコレジオからも、国外のコレジオにレンタ（つまり資産）を流出させてはならない。

2、同一国内のコレジオ間であつても、そのコレジオの設立者・繼承者の同意なしにはそれを行なつてはならない。

3、ポルトガル国王が『会憲』の当該条項を凡て削除すべしとの見解なら、イグナティウスとしてはそれに同調してもよい。

つまりこの『会憲』の条項に対する異議は、ポルトガル国王から出されたことであつた。このポルトガル国王

からの異論は、領内に設立したレンタ付きコレジオから、資産が領外に流出することを嫌つた領主的思惑から出たものであろうが、このポルトガル国王に代表される設立者（慈善家）の意向を無視して、イエズス会だけで一方的に決めるなどの出来ない問題であつた、と言つてよいであろう。国王からの右の如き異論を受けて、イエズス会が如何なる決定を下したかは、『会憲』テキストAの前引の当該条項（要するに設立者の意向・遺志を尊重することを前提とした上での、コレジオ間の経済支援を容認したもの）が、同テキストBでは削除されていること⁽⁴⁸⁾によつて、明白になる。

五

先に記した通り、コレジオ・コレジオ修学生はレンタを所有し、それによつて暮すことが許容されたが、盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭にはそれが容認されておらず、その暮しの基盤を喜捨に求めねばならなかつた。ということは、彼らが居住・駐在するカーザや教会の経済基盤がレンタではなく、喜捨でなければならなかつたことを意味する。『会憲』テキストBには先に引用した如く、この点について、イエズス会のカーザ・教会はいか

なる目的であつても、たとい香部屋サクリスティアまたは教会基金ファブリカのためであつても、一切レンタを所有してはならない、神を信頼すべきである、と記されていた。

もつとも同じ『会憲』テキストB（『表明』）には直ぐ続いて、先に引用した通り次のような記載も見られる。「もしもカーザまたは教会の設立者フンドドルの誰かが、教会基金ファブリカのために何らかのレンタを与えるなら、それが

イエズス会の裁量に任されるものではなく、それ「レンタ」に關与することも（そのような事柄の担当者が義務を果たすように配慮はするが）、それに類した事柄に關与することもなれば、不都合ではないであろう。」

ただイグナティウスは、『永久的な毎月の喜捨』の受納には反対したい意向のようであつた。⁽⁵⁰⁾『質疑文書』第二に次のように見える。「イエズス会のカーザにおいては、何人たりと永久的な喜捨をしてくれるように導いてはならない。『永久的な喜捨が行なわれる』用意がなされた時でも、裁判においてそれを要求してはならず、違反したら破門罪に処す。」

この件は『会憲』テキストAでは、次のように規定された。「イエズス会士は何人たりと、イエズス会のカーザまたは教会に対し永久的な喜捨をするように、誰かを導いてはならない。もし何人かが独自にそれを行なつたとしても、裁判によつてそれを要求し得るための市民的権利デレチヨ・シビルは、得てはならないものとする。何であれこのような安定した物コーサ・スタブルが与えられても、カーザは出来るだけ速やかにそれを処分しなければならない。すなわち、イエズス会内外の貧者たちの窮乏コトコトを求うために、それを売却すること。」⁽⁵¹⁾（傍線引用者）

『会憲』テキストBには、右の引用箇所の直前に「善良にして聖なる、しかも永久的な行為に導くのは称賛すべきことではあるが、より一層大なる教化のために」と規定に右の如き、曖昧さを残さざるをえないことになる。

続く。しかも右の傍線部分が、次のように書き替えられた。「われらが主なる神への奉仕のため愛徳によつて心が動いた時に、それら「永久的喜捨」を寄付させるこ⁵³と。」

すなわちテキストBでは、カーザ・教会が“永久的喜捨”(つまり事実上のレンタ)を受納することを禁ずる趣旨が曖昧になつてしまつており、要するに法律的権利関係によるものではなく、本人の愛徳行為であるという条件付きで、それを容認したわけである。そこに“強請”があつてはならない、といった趣旨は、たとえば『会憲』テキストA・テキストBの「同じ理由「貪欲を避けるため」により、彼ら「要人」からより大なるものを引き出すためによく行なわれることだが、要人たちに些細なものを贈つてはならない⁵⁴。」と言つた文言にも表明されている。

地上で活動する以上、清淨無垢の修道理念だけでやつていけるものではないが、それでもとにかく建前としては、原則としてカーザ・教会の施設、盛式誓願司祭・單式終生誓願司祭の位階の者は、喜捨を経済基盤とせねばならない旨、規定されていた。そこでこの喜捨について、少しく述べてみたい。

盛式誓願司祭や単式終生誓願司祭は、もちろん資産の私有は許されず、したがつて私産の相続は許されなかつた。『会憲』テキストBに次のように見える。「清貧の清

カーザ・教会の設立者からレンタ贈与の申し出があつた

会——盛式誓願司祭を含むイエズス会士の凡てが居住する——がそれを受納することは、容認されていた。先に、

淨とそれに伴う平安とを、より一層よく保守するために、個々の盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭のみならず、カーザ・教会・コレジオもまた彼らの事由により、相続は出来ないものとする。このようにして凡ての訴訟と不和とを、より一層絶つこと。⁽⁵⁶⁾私産の相続を禁ずることは、清貧理念の貫徹のためであると同時に、相続に伴いがちな権利関係をめぐるもめごとに、巻き込まれるのを防ぐ狙いもあつたわけである。

先に盛式誓願司祭等が移動の途中、コレジオにて一時的にそこのレンタで養われることは、許容されていた旨記した。ただこれも理念的には、上長からの命により使命を帶びて移動する場合は、喜捨によつてそれを行なうべきことが、建前として謳われていた。『会憲』テキストBに次のように見える。「教皇または上長が、⁽⁵⁷⁾盛式誓願司祭および単式終生誓願司祭を、主の葡萄畠で働くために派遣する時には、彼らは一切旅費^(ビヤティコ)を請求してはならず、わが身を惜しまず提供すること。」

同じ趣旨のことは、同『会憲』テキストB（『表明』）に繰り返し記載されている。しかも「一切旅費を請求してはならず」の件の所が更にはつきり、喜捨によるべしという趣旨に加筆明記されている。「高位聖職者または

或る場所へ行くべしとの「教皇」聖下の命令を伝達する者を介して、その「旅費の請求をしてはならない」ことは良く説明出来るはずだし、それどころかそうしなければならないのだ。つまり道中とそこでの滞在をいかにすべきか、即ち喜捨^(リモスナ)によつて生き、われらが主なる神の愛により「喜捨を」乞うのか、それともその他の手段によるのか、そのいづれが彼「教皇」の意思なのか、という点である。⁽⁵⁸⁾

教皇の命によりいざこへなりと赴くのが、イエズス会の基本精神である。イエズス会の上長の命令であつても、その淵源を辿れば教皇の命に等しい。無私に徹してその命令に服さねばならず、したがつて旅費を請求するが如き行為が否定されたのは、言うまでもない。

先に、特に“永久的喜捨”について、イエズス会から要人慈善家への“強請”があつてはならない旨の、戒めがなされていたことを記した。もちろんこの戒めは、喜捨の多寡や永久性の如何により、左右されるべきものでないことは、言うまでもない。この点は次のように、細心の配慮が払われている。『会憲』テキストBの一節である。「特に靈魂救済のためにイエズス会が行なう聖務に関しては、あらゆる種類の貪欲を避けるために、説

教・ミサ・告解等に来る人々が喜捨を入れるのを常とする、⁽⁵⁹⁾ 献金箱^カを教会の中に置いてはならない。」イエズス会の教会内に献金箱を置くことによつて、ミサ・告解等のために来る信徒に対して、ある種無言の強請を加えることになりかねない弊害に対しては、慎重な配慮がなされていたことが窺える。

*

*

*

要人から多額の喜捨を引き出す下心で、小細工をしてはいけない。ミサ・告解に来た信徒に喜捨を強請してはならない等の、修道会としての“良心的配慮”について、右に見てきた。しかしこれだけではあまりに抽象的で、現実に喜捨を集めのに如何なる手立てを講じたのか、具体的なことは分からぬ。喜捨を獲得する上で恐らく最先端に立つ役割を担つたのは、やはりプロクラドールであろう。『カーザのプロクラドールの規則』(一五五三～五四年、全体は三部から成る)の「第一部、喜捨について」は、次の通りである。

「[1] 出来る限り尽力して喜捨を求め、それを促進・増加させること。そして喜捨を求めるべき相手の快適さを慮つて「つまり“不快にさせないよう配慮して”、それに応じて一日の内の時間を決めること。こ

の点彼「プロクラドール」の健康と体力とに配慮しつつ、可能な時刻の設定をすること。

「[2] カーザに通常の、および特別の喜捨をしてくれる人々を名簿にするか、または彼の帳簿に記載しておくこと。そしてこのような慈善家たちについて、上長に報告すること。怠慢または不知の故に何物をも失うことのないよう、プロクラドールは留意すること。或る人々には頻繁に求めず、また別の人々には稀にしか求めないというように、一つの基準を設けておくこと。しかし、多額「を求める」か少額「を求める」かを判断するのは、彼自身の思慮分別によるべきこと。

「[3] 喜捨を求めるに当つては、その相手を知つている場合は、彼らが与えることが出来るは何であるかを考慮すること。というのは、或る人々にはかねでもなく小麦を求めることが出来、また別の人々には別のものを求めることが出来るからである。そして人々が彼「プロクラドール」に与えることが出来るであろう凡てのものの中から、カーザで必要とするものを申し入れること。また時宜にかなつてそれを行なうよう、注意を払うこと。

「[4] 「喜捨を」求める相手に教化を及ぼすよう、努める

こと。彼らとは慎み深い言葉を交し、多くの事柄を堪え忍ぶよう、心の備えをすること。そしてあらゆる事において彼らを靈的に扶け、決して彼らが心の動搖をきたすことのないように、努力すること。

〔5〕 司祭セラドーテを一人同伴者コンパニエーロとしても、差支えないものとする。そして外出する時には彼を呼んで連れていったり、また彼「プロクラドール」の職務に関する交渉のために、或る場所に彼を派遣するなど、その扶けを得ること。あるいはまた、今のところは彼「同伴者」は必要ない旨を彼に告げるようにな。

〔6〕 彼はカーザに世俗的な品々の凡てを、補給するのが仕事であると同時に、通常のまたは特別のあらゆる手立てを講ずることによつて寄せられる、凡ての喜捨を受納しなければならない。それ故門番ポルテロその他、いかなる命令によろうとそれら「喜捨」を受け取つた者は何人あれ、上長が特に別の命令を与えない限り、前述のプロクラドールにその一切を引き渡すこと。

〔7〕 良く整理された帳簿を一冊所持し、そこに毎日かねその他、通常のものであれ特別のものであれ、カーザに齎らされたものを凡て、明細に記載すること。また「その帳簿の」別の場所には、消費するために与え

られた「『プロクラドールが買物等のために渡した』との意味か」金額を記入すること。

〔8〕 喜捨のかねが充分にない時は、買物係コンプラドールが多くの場所で、掛けで売るが故に粗悪な品物を高値で売る者たちに、負債を負うのを容認してはならず、それよりはむしろカーザの名で、必要とするだけのものを借りること。

〔9〕 もしもカーザに負債があるならそれはいくらか、受納した喜捨はどれだけかについて、月末に上長に報告すること。カーザの現状を知つてもらうためである。そして命令を受け次第、上長または彼「上長」の命ずる者に、彼「プロクラドール」の職務について報告することが出来るだけの、準備を常にしておくこと。通常は月末にそれ「報告」をすること。⁽⁶⁰⁾

以上九カ条にわたる喜捨を求める件に関する、プロクラドールの規則内容を整理する前に、『副院長の服務規則』（一五四九～五〇年）にもこれに関わる規定が見られるので、それを次に挙げる。「プロクラドールは、カーザのために必要なかねを副院長ミストロに補給すること。もしも喜捨エレモジナによつてその調達が出来ない時は、借用して調達すること。「それも」不可能ならば、副院長に対し、

カーザの物を何か担保に入ってくれるか、または何人かが街から街へ喜捨を求めて托鉢に回ってくれるよう、要請すること。これについて副院長は、パードレ・イグナティウス師に報告すること。⁽⁶¹⁾

さらに当該事項に関わるものとして『分与金受取入の服務規則』(一五四九~五〇年)がある。短いものなので、次にその全文を掲げる。なお『分与金受取人』とは、通常の喜捨を受け取つてカーザに齋らす係である。「1、通常の分与金^{ボルシオン}と喜捨^{リモズナ}のリストを所持すること。然るべく時宜を失せずに必ず、それを受け取りに行くように努め、そしてそれらを食事係^{ライトレーベ}または指示された者に渡すこと。

2、何か特別のものを受け取りに行くようプロクラドールが命じたら、出掛けてそれらを持つて来るかまたはもしも、それが非常に重いものなら誰かに持つて来させること。

3、自らも独自に、時折喜捨を求める。ただしプロクラドールと打ち合せ、彼の意見に従つて行なうこと。

4、家の中には入らず、街路または門の近くといつた公の場所に留まつて、そこから喜捨を求める。

5、彼「分与金受取人」の謙遜・愛徳・靈的言葉によつて、良き教化を与え、告解に来るよう感化を及ぼすこ

右に掲げた喜捨に関する規範(『カーザのプロクラドールの規則』『副院長の服務規則』『分与金受取人の服務規則』)を、次に整理する。

一、カーザの財務担当者はプロクラドールであるから、喜捨についても彼が責任を持つて管掌する。彼は、喜捨を期待出来る慈善家たちに対しては、その相手に応じていろいろな面にわたり、慎重な配慮をして対応し、支障なく可能な限り喜捨に応じてもらえるよう、尽力すること。

二、プロクラドールは通常の喜捨であれ、特別の喜捨であれ、それに応じてくれる慈善家の名簿を作成して所持し、上長に報告する義務もあつた。これは後述する如く慈善家たちに対して、特別のミサ等を挙行したこととも関連するが、喜捨といつても、不特定者に対する托鉢行為により募つた少額の淨財、といった性格のものはむしろ少なかつたことを物語つてゐる、と言えよう。

三、プロクラドールはその職務遂行上、司祭を一人同伴者とすることが許された。朋輩・協力者と言つた立場であろう。これは当初プロクラドールには、司祭が就

任しなかつたこと、しかもプロクラドールは喜捨をしてもらう、相手の慈善家の教化に心がけるよう義務付けられていたことと関わる。司祭の協力は当然不可欠であつたわけである。

四、プロクラドールは帳簿を所持して、喜捨を含む収支（建前ではカーザの収入は喜捨のみのはず）および債務を凡て明細に記し、月末に上長等に報告すること。

五、プロクラドールはその職務上副院長と関わりが深いが、副院長の必要とするかねを供給すること。また喜捨のみでは不足し、借用を余儀なくされる場合、そのためには要する担保の設定等について、副院長に要請すること。

六、分与金受取人はプロクラドールの下にあつて、その指図を受けて主として所定の慈善家から、喜捨を受け取つて来ることを任務とした。

* * *

『審査文書』テキストA（『表明』）に次のように見える。「イエズス会のために自分の^{ビエヌ・テンボラレス}世俗的資産を利用したい、という敬虔さを持つ者は、コレジオに入つてそのコレジオの」レンタで養われる者であれ、イエズス会のカーザにいる者であれ、その世俗的資産については、

次の者の自由裁量に任せねばならない。その者とは、最も重要なとする必要を他人より良く知っているが故に、何処にそれを利用したらより一層その「イエズス会」ためになり得るかが分かつてゐるであろう人物で、たとえば総会長がそれに当る。もつとも各人は、もしも特別の敬虔さを持つなら、求められたら、それ「その資産利用についての裁量」について意思表示をし、上長がその凡てに目を通した上で、われらが主なる神へのより一層大なる奉仕となるよう、それを利用すること。そしてこれ「神への奉仕」が同じならば、彼ら一人一人の敬虔さに、適応することが出来るようになること。⁽⁶³⁾

右は入門・入会者の、所謂“持参金”的ことを言つてゐるものと思う。広い意味で喜捨の中に入ると言えよう。この“持参金”については、どうしても持参者が直接その受益者になりがちなので、最も必要とする所に向けるべく、総会長に一任することを原則とした上で、持参者側にもその使途について、一定の枠内で意思表示をすることが出来る余地も残している。

右の“持参金”的問題に関連して、同じ『審査文書』テキストA（『表明』）に、次のように記されている。「各人がイエズス会に与えるか、または「イエズス会に

権利を】譲渡するかしたものについては、記憶に留めておくこと。それはもしもその後、修練の成果悪く、「会を」除名されるようなことが生じたならば、「先に」何らかのものを【会に】与えるか、または「会に権利を】譲渡するかした者に対しては、彼のものを凡て彼に返却するためである。このようにして、カーザにその者がいない以上、彼の世俗的なものの痕跡が残らないようにすること。⁽⁶⁴⁾

趣旨は明快で、『持参金』その他、入門・入会者が会に与えた一切の“世俗的なもの”は、万一その者が会を除名されるような事態が生じたら、当人に返却すべしとの規定である。

*

コレジオに対する喜捨について触れる。経済基盤としてレンタを所有することが容認されていたコレジオについては、喜捨は如何なる取り扱いを受けていたのであるうか。『会憲』テキストBには、次のように見える。「教師」^{〔ブレセプトル〕}を別にして、「コレジオ」独自のレンタで一二人の修学生^{〔スコラール〕}を養つてゆくことの出来るコレジオにおいては、何らの喜捨も贈物も求めたり受け取つたりしてはならない。民衆へのより一層大なる教化のためである。そ

れだけの額のレンタ収入がない時は、少なくとも或る何人かの人々から何がしかの喜捨を受け取つてもよいであろう。しかし、そうせねばならない程貧困でない限り、「コレジオの方から」彼らにそれを求めてはならない。というのは、その場合は、神へのより大なる奉仕と、普遍的な善とを常に考慮して、それ「喜捨を乞うこと」をしてよいし、またそうせねばならないような窮乏に際しては、事情によつては「戸口^{〔ホステイアティム〕}から戸口へ」「喜捨を」求めるのもよいものとする。⁽⁶⁵⁾

レンタで維持することを建前とするコレジオも、それに不足をきたしたら必要に応じて、許される範囲で喜捨を受けることは、容認されていたわけである。

七

喜捨は言うまでもなく、キリスト教的愛徳の行為である。他人にそれを強請すべきものではない。現に、その類の行為があつてはならない旨、『会憲』中に戒められていたことは、先に記した。同様に喜捨は、一切の代償と無縁のはずである。喜捨に対する代償を求めてはならないし、カトリック教会側もあらかじめ聖務を供与して、喜捨を要求することは許されない。それはキリストが、

使徒を派遣するに当つて教示した「あなたたちは、無償でもらつたのだから、無償で与えよ。」との言葉に基づく。

『質疑文書』第一・第四（一五四七～四八年）では、ミサその他もろもろの聖務の報酬として、かねなどの対価を得てはならない旨、大勅書の中に記述するのは如何との質疑事項に対し、イグナティウスは右のマテオによる福音書の文言を引用しつつ、それを是とする裁断を下している。ただしそれと同時に、ミサ等の後でその報酬としてではなくに喜捨をしてくれる者に対して、懸念を与えることがあつてはならない、との趣旨が付記されている。『審査文書』テキストB（一五五六年頃）⁽⁶⁸⁾にも、同じ趣旨が記述されている。そして『会憲』テキストBに、次のように記載された。「イエズス会に服従する凡ての者は、"無償でもらつたものは、無償で与えなければならない"との言葉を思い起し、ミサ・告解・説教・講義・巡察その他、イエズス会がわれわれの会則に基づいて行ない得る如何なる聖務の代償としても、報酬も喜捨も一切要求してはならないし、受け取つてもいけない。神への奉仕において、より一層束縛を逃れ、しかもより一層隣人の教化となるように、行動し得

るためである。⁽⁶⁹⁾

同じ趣旨の戒めは、『司祭の規則』（一五五三～五年）にも見える。「われわれが教会で挙行するミサについても——これは明白である——、他「[の司祭]」がわれわれの教会で挙行するミサについても、その代償に喜捨を要求してはならないし、受け取つてもいけない。その「教会」内に献金箱をおいてもいけない。」『門番の規則』（一五五三～五四年）にも同趣旨の規定が見られる。つまりミサなど聖務の代償に、何人かが喜捨をカーザに持参しても、『会憲』の規定を示してその受納を拒むべきことが、指示されている。『香部屋係の規則』（一五五三～五四年）⁽⁷⁰⁾にも、同様の規定が見える。

八

先に記した通り、"カーザは喜捨で、コレジオはレンタで"という規範が、多分に理念の先行したものである点はひとまず撇くとしても、それはいわば"経常費"についての話であつて、たとえばそのカーザやコレジオの設立はもちろん、"コレジオはレンタで"と言つても、そもそもそのレンタの設定自体主として"要人慈善家"の"大口喜捨"によると言つてよいであろう。彼ら

“設立者”・“慈善家”に對して、イエズス会が如何なる處遇をしたか見てみたい。イエズス会創立後最も早い時期に、『コレジオの設立』（一五四一年）・『コレジオ設立のために』（一五四四年？）と題する規則が作られた。内容はコレジオのみではなく、カーザ・教会の關係も含む。右の後者『コレジオ設立のために』の中に、「コレジオや住居付き教会の設立者と慈善家に関する覚書」と題する項目があり、彼らの信心と愛徳の行為に応えるために、会員として次のことを行なわねばならない、と指示している。

一、そのコレジオまたは教会において、設立者および慈善家たちのために、その生死にかかわらず永久的に、毎週ミサを挙行すること。もし彼らが死亡していたら、レクイエム（死者のためのミサ）を、また生存していたら彼らの、神への奉仕・贊美・光榮を伸長させるためのミサを。

二、そのコレジオまたは教会⁽⁷³⁾にいる凡ての司祭によつて、設立者と慈善家たちのために、永久的に毎月の初めに、同じ目的で同様のミサを挙行すること。

三、毎年コレジオまたは教会設立の日にそこにおいて、そこに暮す他の凡ての司祭が、設立者と慈善家たちの

ために同じ趣旨で、莊嚴ミサを挙行すること。

四、コレジオまたは教会は毎年設立の日、すなわち莊嚴ミサが挙行される日に永久的に、設立者が生存している間に、さもなければその繼承者（子孫または一番近い近親者）に対し、そのコレジオまたは教会の紋章入りの蠟⁽⁷⁴⁾燭⁽⁷⁵⁾を、感謝と崇敬の印として贈与すること。

五、或るコレジオまたは教会⁽⁷⁶⁾を作つた設立者がそれをイエズス会に引き渡した旨、総会長よりの報せを受けたら、全会員は彼らのためにミサを三回挙行すること。

六、設立者が死亡したら、その旨総会長より報せがあり次第、全会員は彼らの靈魂のために、レクイエムを三回挙行すること。

七、設立者・慈善家の全員を、その生死にかかわらず、そのコレジオや教会のみならず、全イエズス会の凡ての行事への參加者とし、その功徳に与るものとする。

『会憲』編纂の過程で記述されたファン・デ・ボランコのメモ的な文書（一五四七—四九年）にも、「設立者たちについて」と題して、右と同じ趣旨のことが列記されている。『会憲』テキストBにも、文章は改めてあるが、同じ趣旨が記載されている。

ただし右の諸規則に見える“慈善家”とは、いわば“要人慈善家”を指すと言つてよいであろう。“設立者”とは異なり、“慈善家”には当然軽重の差がある。それでは“軽い慈善家”に対しても、如何なる処遇をするよう規定されていたのであろうか。『会憲』テキストBの「第四章、イエズス会のカーザとコレジオにおいて、隣人に對して行なわれるべき扶けについて」の、次の二節はそれに関するものであろう。「また彼ら「隣人」を、ミサやその他の聖務によつて扶けることが出来る。ただし、個人の要請によつて挙行する場合であろうとなからうと、それら「ミサ」の代償に何らの喜捨をも受け取つてはならず、それを挙行する者たちの信心に発したものであること。この関係のミサについて言えば、^{フンドル}設立者たちのために行なわれるミサの外に、その生死にかかわらず^{ベネラクトル}慈善家たちのために、毎週一回か二回かそれ以上のミサを(司祭たちの人数と便宜により)⁽⁷⁾、秩序正しく挙行すること。」

右は、先に見た“要人慈善家”的勤めとは別の、恐らく“軽い慈善家”たちに對する勤行の規定であつて、つまり彼らのために一括して、毎週一・二回またはそれ以上ミサを挙行するよう指示している。

以上記した通り、設立者・慈善家たちの愛徳行為に報いるのは、特別のミサを挙行することが主であつたが、それだけでもない。些細なことかも知れないが『接客担当者の服務規則』(一五五三～五四年)の冒頭に、次の如き記載が見られる。「イエズス会の諸規則によれば、イエズス会士でない泊り客を、会のカーザやコレジオに迎え入れてはならないが、愛徳と礼節のためそうせざるをえないような場合は、止むを得ぬものとする。たとえば、カーザまたはコレジオの^{フンドル}設立者たちやその他の慈善家たちが、われわれのカーザを通る場合の如きである。彼らに關して何が許容されるかは、管区長の個別または全般の委任により、上長の判断に俟つこと。⁽⁷⁾」具体的な規定ではないが、とにかく設立者・慈善家に對しては、他の一般の信徒とは異なつた接客態度で臨むように、との指示であることは明らかである。

前引『副院長の服務規則』にも、次のような関連記事が見える。「[39] 每日カーザの慈善家たちのためにミサを挙行し、適切な^{コレッタ}集禱文「ミサの主な祈禱」を唱えること。」^[40] 每月曜日、教会「サンタ・マリア・デ・ストラダ教会のことか」の設立者「ピエトロ・コダツツオのこと。イグナティウスの仲間に加わつた最初のイタリア

人。資産を有し、サンタ・マリア・デ・ストラダ教会^{カソリック}がイエズス会に譲渡されたのは、彼のお陰であった。ローマのカーザのプロクラドールを勤め、イグナティウスから「設立者」の榮誉を得た⁽⁷⁾ ように慈善家たちのために、死者のための「サを挙行せよ」。〔4〕 毎月カーザの司祭全員が設立者のために「サを挙行せし、平信徒全員が彼のために特別の祈りを行なへる」。

だだし右は、設立者・慈善家たちに關する一般的な規定と云ふより、これはローマのカーザの副院長の服務規定であり、やゝに見えて「設立者」とは文中に註記した通り、特定の人物を指す。

註

- (1) renta. 世俗資産かムドあれ財産^{ペキヤハシ}である、財産性のあら取入。Saint Ignatius of Loyola, *The Constitutions of the Society of Jesus, Translated with an Introduction and a Commentary by George E. Ganss, St. Louis, 1970*, p. 78.
- (2) Ignacio Iparraguirre, *Constituciones de la Compañía de Jesús, Orientaciones bibliográficas*, Roma, 1973. Iparraguirre, *Contemporary Trends in Studies on the Constitutions of the Society of Jesus, Annotated Bibliographical Orientations*, Translated by Daniel F. X. Meenan, St. Louis, 1974.
- (3) Antonio M. de Aldama, *Iniciación al estudio de las Constituciones*, Roma, 1981.
- (4) Antonio M. de Aldama, *la Composición de las Constituciones de la Compañía de Jesús*, Roma, 1973.
- (5) *Constitutiones Societatis Jesu*, tom. II, Roma, 1936. pp. 11~17, 175~177, 199~202, 504~519. 仙臺太郎「一九一四年度、一九一〇年度イエズス会日本管区秘密カタログ」(『キリスト研究』一九四)一九七・一一八・一一九回。
- (6) *Constitutiones*, II, 1936, p. 47.
- (7) Ibid., p. 538. 『總會密規』(一五四五~一五六六年)に次のもべく見べる。「カーザの中で私物は何も持たず、凡てを共有せんとする。おもむ何か良心的なことを行なつため、またはその他のいかの合法的な理由で、こゝのかねを所有する場合は、既にまたは彼〔既に〕の指示する者にそれを渡し、財産^{トコムヘル}せしむ」 Dionysius Fernández Zapico, *Regulae Societatis Iesu*, Roma, 1948, p. 72.
- (8) 『タルト』一九一~一九〇。『タルト』一〇一~一九〇。
- (9) Arturus Codina, *Constitutiones Societatis Jesu*, tom. I, Roma, 1967, (Reimpresio photomechanica editionis Romanae anni 1934), pp. 78~81.
- (10) Ibid., pp. 308, 309. 『總規文書』總目^{トコムヘル}卷之品載が記^{ハセ}。Ibid., p. 328.
- (11) *Constitutiones*, II, 1936, p. 203.
- (12) fábrica. 教会の修飾のための教會^{カソリック}の基金。

収入。G. E. Ganss, op. cit., p. 253.

(13) A. M. de Aldama, Iniciación al estudio de las Constituciones, p. 218. 因みに、宗教監督トヨリヤーへが一五八八年レトマヤヤド完成した Summario de algumas causas que pertencem ao governo da província da Índia. もローマニシテ本文母ジ記ハヘテ日本語の rioches ニのシテ possesões ハ詔勅を付して。Archivum Romanum Societatis Iesu, Goa 6, f. 89. 柳田利夫「日本における『総領監の服務規定』の編纂」(『キリストハッハ研究』) 五一五) 八四頁。

(14) Constitutiones, II, 1936, pp. 528~532. ハセ延『イエズス会リキストB (『表明』) に次のように見える。「コノシオのノンタはイエズス会のために消費してはならない」が、そのコレジオの利益になる凡ての人々に対し、消費するには差支えなし。すなわちそのコレジオの靈的・世俗的利益になる管理者・説教者・講師・聽罪司祭・巡察師、その他の盛式誓願司祭または同様の人々が滞在する場合である。またハのよハな理由がなくても、イエズス会の何人かが移動の途中コレジオを通過する際、或る日彼に食事を供したり、旅費その他同様のものを僅かばかり与えるハ、何がしか少額を消費してもよ。」 Ibid., p. 398. まだコレジオの修学生のために使うとは具体的に何を意味するかは、『会憲』テキストアレジ次のよう記載されて。『コレジオのノンタは、立誓願イエズス会 [十] または彼らのカーザの用に充ててはならず、凡てを同コレジオと

修学生のために消費するハル。すなわちそれは、物的建造物を維持・拡張し、修学生や教師を養へ、彼らに必需品を供給するための出費である。すでにコレジオにいる者たち、および修練院にいる者たちを対象とする。そハ「修練院」では修練が行なわれ、適格者たちがその後モハ「コレジオ」に送られる。もハにイエズス会 [十たる] 道を歩む決意をしてカーザから前述のコレジオに送られた者たちや、教皇または誰か他の君侯の政庁に職在する、モのコレジオのプロクレドールも対象とする。」 Ibid., pp. 173, 174.

(15) A. M. de Aldama, Iniciación al estudio de las Constituciones, p. 171. 同(註16)を参照。

(16) “イエズス会”の概念を表す語は、よりモの中核部を意味するのかい腰、次の四つを挙げるハシムが出来る。」 Compañía profesa (厳密には盛式四誓願司祭のみを意味するが、盛式三誓願司祭や単式終生誓願司祭を含める場合もあるハダ)。

11' Compañía formada (1に盛式三誓願司祭・単式終生誓願司祭、モハ coadjutor formado temporal を加えハ)。

11' el cuerpo de la Compañía (1・11修業・アロバーチュを加えハ)。

四、 “イエズス会”を最も広い意味で使用する場合は、

1・1・11更に修道士を加えハ。

(A. M. de Aldama, Iniciación al estudio de las Constituciones, pp. 150, 184~186.)

- (17) Constitutiones, II, 1936, p. 9.
- (18) Ibid., p. 9.
- (19) Ibid., p. 532.
- (20) D. F. Zapico, Regulae, p. 121.
- (21) Ibid., pp. 121, 122.
- (22) Ibid., p. 122.
- (23) Ibid., p. 125.
- (24) Ibid., pp. 125, 126.
- (25) Constitutiones, II, 1936, p. 46.
- (26) A. Codina, Constitutiones, I, 1967, p. 307.
- (27) Ibid., p. 307.
- (28) Ibid., p. 327.
- (29) Ibid., p. 327.
- (30) Ibid., p. 327.
- (31) D. F. Zapico, Regulae, p. 121.
- (32) A. Codina, Constitutiones, I, 1967, pp. 307, 308. 但
 (緑2) ふる里。
- (33) Ibid., p. 308.
- (34) Ibid., p. 328.
- (35) Constitutiones, II, 1936, p. 173.
- (36) Ibid., p. 673.
- (37) Ibid., p. 173.
- (38) A. Codina, Constitutiones, I, 1967, pp. 51, 52.
- (39) Ibid., p. 309.
- (40) Ibid., p. 309.
- (41) Ibid., p. 327.
- (42) Ibid., p. 327.
- (43) Ibid., p. 272.
- (44) Constitutiones, II, 1936, p. 396.
- (45) A. Codina, Constitutiones, I, 1967, p. 286.
- (46) Constitutiones, II, 1936, p. 400. 『公職』トキストア
 セ、ハジメテニテル事務ニテス。〔全体的任務を
 負う者が、ハジメテニテル事務ニテス。〕「金体的任務を
 するなり、次のよハシ命タリムが出来ぬものとす。
 すなわち或るコソハタのレハタビ、セリの必要に対し
 て余剩が出るかまたはあまり必要でない場合、そのレハ
 タビモハタ、隠れに隠れに隠れに隠れに隠れに隠れに隠
 数のコソハタ〕を援助すねば、と。これら〔のコソ
 ハタ〕の持つ重要性に鑑み、セレヒ神くのより大なる奉
 仕の精神的な精神を神に奉獻してのハスドおる。」Ibid.,
 p. 174. 但シモハな因縁であるが、110の条件が記された
 。
- (47) A. Codina, Constitutiones, I, 1967, pp. 386, 387.
- (48) Constitutiones, II, 1936, p. 400.
- (49) Ibid., p. 530.
- (50) Ibid., p. 531.
- (51) A. Codina, Constitutiones, I, 1967, p. 285.
- (52) Constitutiones, II, 1936, p. 536.
- (53) Ibid., p. 536.
- (54) Ibid., p. 538.
- (55) Ibid., p. 530. (緑14・4)
- (56) Ibid., p. 540.

- (57) Ibid., p. 540.
- (58) Ibid., p. 566.
- (59) Ibid., p. 538. ジれに関連して、一五四一年の『金憲』では次のやへと記される。「盛式祈願同祭であれ 香炉陞[係] であれ、決して献金箱を置こてはならひな」。しかしもつ場合は、慈善行為のためヒエズス会の教會の中で集金を献金箱を置く詔勅を守べておらざるのとする。その際カーチ外の者がその鍵を所持する。その収拾はカーチ外に配分すべしものとするが、ヒエズス会は常により一層愛徳に貞した分配が出来ぬやへど、その収拾の一部を「余り」確保しておへる。あたは信心余貰なしゆ、イエズス会は何か慈善行為のために献金箱を置く。ただし鑑は常にカーチ外の者が所持する。 A. Codina, Constitutiones, I, 1967, pp. 38, 39. 〇四〇一五四一年の『金憲』では、『慈善行為のため』あるべ条件を定め、余の教會に献金箱を置くふるを詔してた。
- (60) D. F. Zapico, Regulae, pp. 411~413.
- (61) Ibid., p. 174.
- (62) Ibid., pp. 455, 456.
- (63) Constitutiones, II, 1936, p. 48.
- (64) Ibid., p. 48.
- (65) Ibid., p. 400.
- (66) 「マトメ」 | ○→
- (67) A. Codina, Constitutiones, I, 1967, pp. 272, 333, 334.
- (68) Constitutiones, II, 1936, p. 7.
- (69) Ibid., p. 536.
- (70) D. F. Zapico, Regulae, p. 386.
- (71) Ibid., p. 427.
- (72) Ibid., pp. 434, 438.
- (73) 原語は templos con habitaciones. 本文では casas con iglesias (教会と同一) と記すが、余の意味を如ルハニマ町田である。A. Codina, Constitutiones I, 1967, p. 61.
- (74) Ibid., pp. 61~64.
- (75) Ibid., p. 221.
- (76) Constitutiones, II, 1936, pp. 386~390.
- (77) Ibid., p. 596.
- (78) D. F. Zapico, Regulae, pp. 479, 480.
- (79) Ibid., p. 166. Georg Schurhammer, Francis Xavier, vol. I, translated by M. Joseph Costelloe, Rome, 1973, pp. 505 ~507.
- (80) D. F. Zapico, Regulae, pp. 174, 175.